

○「茨城県イノシシ等野生鳥獣による被害の防止対策に関する条例の一部を改正する条例（案）」への御意見に対する考え方について（一覧）

1 実施期間

令和8年7月29日（水）から令和8年8月12日（水）まで

2 御意見の件数

御意見を寄せていただいた方 8人・1団体（10件）

3 御意見（要旨）と考え方

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方
1	前文	以下、下線文言の追加を求めます 防止対策の強化を図ると共に、 <u>野生動植物の保全</u> 、県民の～	○ご意見ありがとうございます。本条例は、イノシシ等の野生鳥獣による被害の防止対策のために制定された条例であることから、前文も、被害防止に重点をおいたものとしております。ご理解賜りますようお願いいたします。 生態系の保全の視点は重要であると考えております。本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。
2	第1条	○本条例では目的が「被害防止」に重点を置いた内容となっていますが、野生鳥獣との共存、生態系の保全、さらには出没を招く要因の分析や改善といった視点も重要ではないでしょうか。 野生鳥獣が人里へ現れる背景には、誘引物の管理不足、森林環境の変化、気候変動など、人間側の環境要因も大きく関係しています。「出没＝危険」と捉えるだけではなく、原因を改善し、人と野生動物が適切な距離を保って共存できる環境づくりを条例の目的として盛り込むことを希望します。	○ご意見ありがとうございます。本条例は、イノシシ等の野生鳥獣による被害の防止対策のために制定された条例であることから、目的規定は、被害防止に重点をおいたものとしております。ご理解賜りますようお願いいたします。 野生鳥獣との共存、生態系の保全の視点を持つこと、人と野生鳥獣が適切な距離を保てる環境づくりをしていくことは重要であると考えております。本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。
3	第1条	○目的に「被害防止（捕獲・排除）」のみが掲げられている点に強く懸念を抱きます。野生動物の出没は、餌の放置や森林環境の変容など人側の問題と深く関わっています。排除一辺倒ではなく、発生原因の分析と改善、共存と生態系保全を包括した目的に改めるべきです。	○ご意見ありがとうございます。本条例は、イノシシ等の野生鳥獣による被害の防止対策のために制定された条例であることから、目的規定は、被害防止に重点をおいたものとしております。ご理解賜りますようお願いいたします。 野生鳥獣との共存、生態系の保全の視点を持つことは重要であると考えております。本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方
4	第1条	○本条例は目的を「被害防止」に限定しており、野生鳥獣との共存、生態系の保全、出現要因の分析と改善といった視点が欠落しています。出現＝危険という前提ではなく、誘引物管理・森林政策・気候変動など、人側の環境要因を含めた総合的な管理が必要です。	○ご意見ありがとうございます。本条例は、イノシシ等の野生鳥獣による被害の防止対策のために制定された条例であることから、目的規定は、被害防止に重点をおいたものとしております。ご理解賜りますようお願いいたします。 野生鳥獣との共存、生態系の保全の視点を持つことは重要であると考えております。本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。
5	第1条	追加 自然環境の保護、野生動物との共生 各条において保護、共生の文言を追加	○ご意見ありがとうございます。本条例は、イノシシ等の野生鳥獣による被害の防止対策のために制定された条例であることから、目的規定は、被害防止に重点をおいたものとしております。ご理解賜りますようお願いいたします。 自然環境の保護や野生鳥獣との共生の視点を持つことは重要であると考えております。本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。
6	第1条	第1条(目的)について 本条例の目的が「野生鳥獣による被害の防止」に重点を置いていることについて、見直しを求めます。野生鳥獣が人の生活圏に出現することは、必ずしも直ちに「危険」を意味するものではありません。出現の背景には、森林環境の変化、餌資源の減少、農地や住宅地における誘引物、気候変動など、さまざまな要因が考えられます。被害が発生してから捕獲するという対症療法だけではなく、生息環境の保全、ゴミや農作物などの誘引物の適切な管理、出現原因の科学的な分析、地域住民への情報提供と啓発、野生鳥獣との適切な距離を保った共存などを含めた総合的な施策を条例の目的に明確に位置づけていただきたいと思います。「出現したから捕獲する」のではなく、「なぜ出現したのか」を検証し、再発を防ぐという予防的な考え方を重視してください。	○ご意見ありがとうございます。本条例は、イノシシ等の野生鳥獣による被害の防止対策のために制定された条例であることから、目的規定は、被害防止に重点をおいたものとしております。ご理解賜りますようお願いいたします。 野生鳥獣との共生の視点を持つことや出現の原因を踏まえた対応等を行うことは重要であると考えております。本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。
7	第2条第1項	指定野生鳥獣の中に、天然記念物であるカモシカを含めるか、個体数調整を視野に検討することを記載する。 八溝山系におけるカモシカの生息数が増加傾向にあり、放置すれば農林業に対する被害の増加は、今後払拭できない状況になるのは目に見えている。他県の状況等を鑑みても、油断していると手遅れになる前に、早急な準備・対応が必要になると予想されます。	○ご意見ありがとうございます。今回の改正は、カモシカを指定野生鳥獣に追加するものではありませんが、カモシカの被害を懸念するご意見があったことについては県執行部にもお伝えいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方
8	第2条第1項	野生鳥獣被害防止に関する県条例の改正案に、これまで県条例で「指定野生鳥獣」として明記していたイノシシ、ハクビシンに加え、新たにツキノワグマ、キョン、ニホンジカを追加することが検討されているが、アライグマを筆頭に加えていただけたら幸いです。アライグマは、約30年くらい前に常陸太田市長谷町で死体が発見されたのが、茨城県での最初と記憶しております。県北部には、リンゴやブドウ、ナシをはじめ、干し芋などの特産物があり、特に干し芋は糖度が高く、約30～40%を剥離により廃棄し、圃場投棄後に土壌混和されておりますが、投棄された段階でアライグマの餌となり、今後急激な増殖により被害が拡大されることが予測されることから、早急なアライグマ対策が衛生加工の面から必要と考えられます。	〇ご意見ありがとうございます。いただいたご意見、アライグマによる被害状況等を踏まえ、「アライグマ」の文言を追記いたします。
9	第3条	鳥獣被害対策は、自然環境や生物の多様性に及ぼす影響に十分配慮して行うこと の追加	〇ご意見ありがとうございます。自然環境や生物の多様性を守る視点は重要であると考えております。本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。
10	第7条第1号	(1)(1) 効果的な被害の防止対策及び、野生動物の保全の推進	〇ご意見ありがとうございます。本条例は、イノシシ等の野生鳥獣による被害の防止対策のために制定された条例であることから、施策は被害防止に重点をおいたものとしております。ご理解賜りますようお願いいたします。生態系の保全の視点は重要であると考えております。本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。
11	第7条第1号	以下、下線文言の追加を求めます 生息数その他の生息状況に関する科学的知見に基づいた適正管理の推進と、指定野生鳥獣による～	〇ご意見ありがとうございます。「科学的知見に基づいた適正管理」は、「生息数その他の生息状況に関する調査及び指定野生鳥獣による被害状況等の把握並びにこれらの結果に基づく効果的な被害の防止対策の推進」によって図られるものと考えております。
12	第7条第4号	専門的な知識及び技術の維持又は向上のための研修の充実 専門的な知識の習得、捕獲技術の維持及び、向上のための研修の充実	〇ご意見ありがとうございます。いただいたご意見等を踏まえて、「知識及び技術の維持又は向上」を「知識の習得及び技術の維持又は向上」に修正いたします。
13	第7条第5号	指定野生鳥獣の捕獲等をする者の経済的負担(専門的な知識及び技術の維持又は向上に要するものに限る。)の軽減 ⇒については、使用する資機材の購入補助又は、貸与等も考慮していただきたい。	〇ご意見ありがとうございます。指定野生鳥獣の捕獲等をする者の確保により資するよう、括弧書きを削ることいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方
14	第7条第6号	報奨制度は、捕獲数を増やすこと自体が目的となり、安全性や倫理性、生態系への影響が軽視されるおそれがあります。捕獲はあくまで最後の手段であるべきであり、報奨金によって「捕獲するほど利益になる」という仕組みは慎重に見直す必要があると考えます。また、岩手県雫石町で発生した、捕獲した熊をドラム缶ごと水中に沈めて溺死させた事案は、捕獲後の処置において倫理性が十分に確保されていない現状を示した出来事です。人命を守ることは当然重要ですが、その一方で、不要な苦痛を伴う殺処分まで正当化されるべきではありません。環境省が公表している「野生鳥獣の人的な殺処分方法に関する提言」に基づき、麻酔薬の使用など、可能な限り苦痛を軽減する方法を標準化し、条例や運用指針にも明確に位置付けることを要望します。	〇ご意見ありがとうございます。本号は、イノシシ等の捕獲にインセンティブを与えることで、イノシシ等を捕獲する者や捕獲数を増やすことが必要であるとの考えの下新たに規定するものですので、ご理解を賜りますようお願いいたします。また、捕獲等に係る施策の推進に当たっては、法令や国の指針に従ったものとなるよう県執行部にもお伝えいたします。
15	第7条第6号	〇捕獲数に応じた報奨金制度は、捕獲そのものを目的化させ、生命への倫理観を麻痺させる危険があります。 先日の岩手県雫石町における「捕獲熊のドラム缶での溺死処理」のような残酷な事例は、現場で苦痛を与える処分が慣習化している実態を浮き彫りにしました。「人命優先」という言葉を盾に、どのような惨い殺処分も許されるわけではありません。 環境省のガイドラインに基づき、麻酔等の苦痛を与えない「人的な殺処分」を標準化し、条例で義務付けるべきです。	〇ご意見ありがとうございます。本号は、イノシシ等の捕獲にインセンティブを与えることで、イノシシ等を捕獲する者や捕獲数を増やすことが必要であるとの考えの下新たに規定するものですので、ご理解を賜りますようお願いいたします。また、捕獲等に係る施策の推進に当たっては、法令や国の指針に従ったものとなるよう県執行部にもお伝えいたします。
16	第7条第6号	報奨制度は捕獲数の増加を目的化し、安全性・倫理性・生態系への影響評価が軽視される危険性があります。捕獲は最終手段であり、報奨制度によって“数を稼ぐ”構造が生まれることは避けるべきです。やむを得ず殺処分しなければいけない場合は、環境省の「野生鳥獣の人的な殺処分方法に関する提言」に沿い、可能な限り苦痛を与えない方法(麻酔薬の使用等)を標準化し、これを慣例として明記することを求めます。	〇ご意見ありがとうございます。本号は、イノシシ等の捕獲にインセンティブを与えることで、イノシシ等の捕獲等をする者や捕獲数を増やすことが必要であるとの考えの下新たに規定するものですので、ご理解を賜りますようお願いいたします。また、捕獲等に係る施策の推進に当たっては、法令や国の指針に従ったものとなるよう県執行部にもお伝えいたします。
17	第7条第6号	捕獲に対する報奨制度については、慎重な検討を求めます。報奨金制度は、結果として「捕獲数を増やすこと」が目的化する可能性があります。野生鳥獣の捕獲には、安全性だけでなく、個体群への影響、生態系への影響、動物福祉の観点からの評価が必要です。捕獲は本来、他の手段では被害を防止できない場合に選択されるべき最終的な手段であると考えます。報奨制度を設ける場合には、「捕獲以外の防除対策を十分に実施したか」「捕獲の必要性が科学的に確認されているか」「地域個体群への影響はないか」「捕獲後の処置が適切か」などを含めた厳格な基準を設けるべきです。また、捕獲後の処置についても、動物福祉の観点から明確な基準を設ける必要があります。先般、岩手県雫石町で捕獲されたクマの処置について、ドラム缶ごと水中に沈める方法が報道され、大きな問題となりました。このような事例を二度と生じさせないためにも、捕獲後の殺処分については、関係する国の指針等を踏まえ、可能な限り苦痛や恐怖を軽減する方法を明確に定め、現場任せ・慣例任せにしない仕組みを設けることを求めます。	〇ご意見ありがとうございます。本号は、イノシシ等の捕獲にインセンティブを与えることで、イノシシ等の捕獲等をする者や捕獲数を増やすことが必要であるとの考えの下新たに規定するものですので、ご理解を賜りますようお願いいたします。また、捕獲等に係る施策の推進に当たっては、法令や国の指針に従ったものとなるよう県執行部にもお伝えいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方
18	第7条第10号	捕獲した個体の有効活用そのものを否定するものではありませんが、「資源として利用できるから捕獲する」という考え方につながることを懸念しています。野生動物は生態系の一員として重要な役割を担っています。加工・利用はあくまで副次的な位置付けとし、捕獲の必要性について科学的根拠に基づく十分な検討が行われることを望みます。	○ご意見ありがとうございます。本条例施行後の取組についていただいたご意見として、県執行部にもお伝えいたします。
19	第7条第10号	「命を無駄にしない」という名目での有効利用が、かえって捕獲を拡大・正当化させる理由になってはなりません。有効活用はあくまで科学的根拠に基づき捕獲された後の二次的措置にとどめるべきです。	○ご意見ありがとうございます。捕獲等をした野生鳥獣の有効活用は一層推進されるべきものと考えており、これを推進するために改正を行うものです。ご理解賜りますようお願いいたします。
20	第7条第10号	有効活用を前面に出すことは、捕獲が目的化する危険性があります。「資源化できるから捕獲する」という構造は、野生動物の生態系上の役割や地域個体群の保全を損ないます。命の冒涇です。	○ご意見ありがとうございます。今回の改正は、捕獲等をした野生鳥獣の有効活用を一層推進することが必要との考えの下、規定を改正するものです。ご理解賜りますようお願いいたします。
21	第7条第10号	(10)削除 (9)に含む。駆除を助長させるため。	○ご意見ありがとうございます。今回の改正は、捕獲等をした野生鳥獣の有効活用を一層推進することが必要との考えの下、規定を改正するものです。ご理解賜りますようお願いいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方
22	第7条第10号	捕獲した野生鳥獣を食品等として活用すること自体を否定するものではありません。しかし、「捕獲した個体を有効活用する」という考え方が強調されすぎると、捕獲そのものが目的化するおそれがあります。野生鳥獣は単なる資源ではなく、生態系の一員です。有効活用についてはあくまでも捕獲後の副次的な取り組みとして位置づけ、「活用できるから捕獲する」という考え方にならないよう明確にしてください。捕獲の必要性、生息数、地域個体群への影響等を科学的に評価した上で、必要最小限の捕獲を行うという原則を明記することを求めます。	○ご意見ありがとうございます。今回の改正は、捕獲等をした野生鳥獣の有効活用を一層推進することが必要との考えの下、規定を改正するものです。ご理解賜りますようお願いいたします。捕獲等の必要性については、本条例施行後の執行部による取組の過程でも検討(第二種特定鳥獣管理計画等)されていくものと考えております。
23	第7条第12号	観光地での安全確保は重要ですが、「野生動物が出没したから捕獲する」という発想だけでは根本的な解決にはなりません。 まず取り組むべきは、 ・誘引物(ゴミ・餌など)の徹底管理 ・野生動物の行動特性を踏まえたリスク評価 ・来訪者への適切な情報提供 といった予防対策です。 あわせて、熊対策用ゴミ箱(ベアボックス)の導入を積極的に推進していただきたいと考えます。これは熊だけでなく、他の野生動物による誘引防止にも効果が期待でき、人と野生動物双方の安全確保につながる有効な対策だと思います。	○ご意見ありがとうございます。本条例施行後の取組についていただいたご意見として、県執行部にもお伝えいたします。
24	第7条第12号	○「出現＝排除」という考え方は時代遅れです。真の安全確保とは、野生動物を引き寄せない環境作りから始まります。 観光地や生活圏での生ゴミ・誘引物の厳重管理(クマ対策用ゴミ箱の導入など)や、適切な行動学的アプローチこそ推進すべきであり、環境整備を怠ったままの安易な捕獲強化には反対します。	○ご意見ありがとうございます。本条例施行後の取組についていただいたご意見として、県執行部にもお伝えいたします。
25	第7条第12号	観光地に出現する可能性がある場合に「安全確保」を掲げていますが、出現＝危険という前提は科学的ではありません。安全確保は「排除」ではなく、誘引物(ゴミ・餌付け)の徹底管理、行動学に基づくリスク評価、適切な情報提供を中心に行うべきです。 観光地の環境整備が不十分なまま捕獲を強化すると、根本的な問題解決にならず、野生動物の不必要な殺処分につながります。熊対策ゴミ箱(熊以外の野生動物にも有効だと考えられます)ので導入を推進してください。	○ご意見ありがとうございます。本条例施行後の取組についていただいたご意見として、県執行部にもお伝えいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方
26	第7条第12号	観光客等の安全確保は重要です。しかし、「野生鳥獣が観光地や人の生活圏に出現する＝危険である」という単純な考え方ではなく、動物の種類、個体の行動、時間帯、周辺環境などを踏まえたリスク評価を行う必要があります。安全対策の中心は、直ちに捕獲・排除することではなく、ゴミや生ごみなど誘引物の管理、餌付けの防止、野生動物を誘引しにくい環境整備、出現情報の迅速な共有、行動学に基づいたリスク評価、観光客や住民への適切な注意喚起などの予防策とすべきです。特に、クマ対策として設置される「クマ対策型ゴミ箱」は、クマだけでなく、サル、イノシシ、カラス等の野生鳥獣によるゴミ被害の防止にもつながると考えます。捕獲を強化する前に、誘引物を生み出さない環境づくりを積極的に進めていただくようお願いします。	○ご意見ありがとうございます。本条例施行後の取組についていただいたご意見として、県執行部にもお伝えいたします。
27	条例全体	キョンを発見・通報した際に報奨金が支払われる制度については、廃止または見直しを求めます。 キョンは外来種ではありますが、その発端は人間の管理下にあった動物が逃げ出し、繁殖したことにあります。現在の状況は、人間側にも責任がある問題です。 農作物への被害が報告されていることは承知しておりますが、報奨制度によって「見つければお金になる」という仕組みは、命を軽視する風潮を助長しかねません。 日本で生きるしかない野生動物との共存についても十分に検討し、防除だけでなく、被害防止対策や生息環境を踏まえた長期的な管理を進めていただくことを望みます。	○ご意見ありがとうございます。県執行部において実施中の施策に係るご意見として、県執行部にもお伝えいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方
28	条例全体	本条例は「被害防止」を主な目的としていますが、生態系の保全や野生鳥獣との共存、出没の原因となる環境要因の改善といった視点も不可欠だと考えます。 捕獲はあくまでも最終手段とし、環境省の提言に沿った人道的で苦痛の少ない処置(麻酔薬の使用等)の標準化を条例や運用に明記することを強く要望します。 また、岩手県雫石町で発生したような苦痛を伴う処置が慣例として行われることのないよう、倫理性と科学的根拠に基づく管理を徹底していただきたいと思います。 さらに、茨城県では東北地方と比較すると熊による被害は限定的であると考えられます。そのような状況において、緊急銃猟の適用を急ぐ必要性については慎重な検討をお願いしたいです。 日本ではアニマルウェルフェアの考え方が諸外国に比べて遅れているとの指摘もあります。命への配慮と科学的知見を両立させた政策を進め、先進国にふさわしい野生動物管理の実現を期待しております。	○ご意見ありがとうございます。本条例は、イノシシ等の野生鳥獣による被害の防止対策のために制定された条例であることから、被害防止に重点をおいております。ご理解賜りますようお願いいたします。 野生鳥獣との共存、生態系の保全の視点を持つことは重要であると考えております。本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。
29	条例全体	○茨城県における熊の被害リスクは、他地域と比しても極めて冷静な対応が可能な段階にあります。焦って危険な銃猟適用や殺処分へ傾斜するのではなく、先進国としてふさわしい「アニマルウェルフェア(動物福祉)」と「科学的管理」を取り入れた条例へ再考することを強く要望します。	○ご意見ありがとうございます。今回の改正は、県民への被害防止対策を進める上で必要なものであると考えております。ご理解賜りますようお願いいたします。
30	条例全体	本条例は「被害防止」を唯一の目的としており、野生鳥獣との共存、生態系の保全、出現要因の改善という視点が欠落しています。 捕獲は最終手段であり、日本のこの地に人間よりも遥か昔から住んでいた日本固有のツキノワグマを駆除強化ではなく、共存の為に尽力すべきである。農作物の被害が出た場合には、農家、養蜂などで生計を立てている方々には十分な補償をすべき。熊を殺す人材育成ではなく、追い払いや監視をする人材に十分な予算を充てるべき。命を奪う行為に対して税金投入は許されない。特に熊については茨城では東北と比較しても被害は少ない。 緊急銃猟適応を急ぐ必要はないのではないかと考えます。日本のアニマルウェルフェア思考は周回遅れです。先進国としての対応をお願いします。	○ご意見ありがとうございます。本条例は、イノシシ等の野生鳥獣による被害の防止対策のために制定された条例であることから、被害防止に重点をおいております。ご理解賜りますようお願いいたします。 野生鳥獣との共存、生態系の保全の視点を持つことは重要であると考えております。本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方
31	条例全体	○ツキノワグマ 文言の全削除 茨城県において熊が定住していない今、被害を未然に防ぐためには、徹底的な環境整備により熊の生活圏侵入を防ぐこと、熊が森で生きていける環境づくりの推進が何より重要となります。箱ワナに設置するエサが熊をおびきよせているとの専門家の意見があります。環境整備をせずに熊駆除一辺倒の条例を施行することは、逆に熊を生活圏に招き入れ、熊商売のための駆除を一層加速させる結果となり、無用な殺戮を助長させます。	○ご意見ありがとうございます。今回の改正は、ツキノワグマが本県でも出没したことを受けてのものであり、県民への被害防止対策を進める上で文言の追加は必要であると考えております。ご理解賜りますようお願いいたします。
32	条例全体	国の交付金と熊商売に偏った自然環境破壊、殺戮の政治は望んでいません。未来のために希望ある政策を期待しています。	○ご意見ありがとうございます。今回の改正は、県民への被害防止対策を進める上で必要なものであると考えております。ご理解賜りますようお願いいたします。
33	条例全体	茨城県は農業産出額で全国第3位、更に総農家数は約7万2千戸で全国第2位の農業県であります。農業従事者平均年齢は67歳であり、69%を高齢者が占める将来が危ぶまれる状況です。従ってツキノワグマ出現は山間暮らしの高齢者の多い県北農家への一大危機であり一旦、果樹観光農園・農産品と農民への被害が発生すれば県北から離農者が続出する結果、山間部農地は荒れ本県農業振興と観光風評への大きな脅威となる喫緊の大課題です。全国的にクマ増加は顕著でありクマが多数生存する近隣栃木県、福島県から農産物豊富な茨城県へのクマ侵入と定住は太子町アップルラインへの出没や中里でのセンサーカメラ撮影からも人知れず日々増加しているものと危惧します。クマによる農業被害、人身事故が発生する直前と思われる今こそ徹底したクマ対策が急務と考えます。山中に多台数カメラ設置とAI赤外線ドローン活用等によってクマ出没地区を割り出し隣県からの侵入ルート、生息数把握を行ない、その状況から箱罠設置と緊急銃猟を積極的に行い、人慣れしたアーバンベア出現と定住阻止をはかってクマ無し県茨城をアピールすべきと考えます。更に農業従事者の若返りと害獣対策を含む農業環境整備によって農業県茨城を更に発展させ食料自給率の低い日本にあって茨城県が将来性のある農業担い手となる事を図るべきと考えます。昭和時代の様に山間で安心して山菜取りやキノコ採り、登山、釣り、ハイキング等のリクリエーションができ、トップレベルの農産品豊富な農業と観光資源に恵まれた茨城県を取り戻すと同時に海外からのインバウンド需要を喚起し都道府県魅力度ランキングUPを目指すべきではないでしょうか。	○ご意見ありがとうございます。賛同のご意見として受け止めさせていただきます。また、本条例施行後の取組についていただいたご意見として、県執行部にもお伝えいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方
34	条例全体	○ツキノワグマ 文言の全削除 ⇒茨城県内において、そもそも第二種特定鳥獣ではない	○ご意見ありがとうございます。本県において、ツキノワグマは第二種特定鳥獣として管理計画が策定されております。今回の改正は、ツキノワグマが本県でも出没したことを受けてのものであり、県民への被害防止対策を進める上で文言の追加は必要であると考えております。ご理解賜りますようお願いいたします。
35	条例全体	自然環境、野生動物保護の基本理念を定めるべきと考えます	○ご意見ありがとうございます。本条例は、イノシシ等の野生鳥獣による被害の防止対策のために制定された条例であることから、被害防止に重点をおいております。ご理解賜りますようお願いいたします。 自然環境や野生鳥獣の保護の視点を持つことは重要であると考えております。本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。
36	条例全体	・クマ対策と緊急銃猟について 茨城県におけるクマの出没・被害状況については、東北地方などクマの生息密度や出没件数が多い地域とは状況が異なると考えます。そのため、他地域での対応をそのまま茨城県に当てはめるのではなく、茨城県内の実際の出没状況、科学的な生息情報、人身被害の状況等を十分に検証した上で、必要性を判断すべきです。特に緊急銃猟については、適用を急ぐのではなく、「本当に銃猟が必要な状況なのか」「銃猟以外の方法では対応できないのか」「住民や周辺環境への安全性は十分確保されるのか」「対象個体を特定できているのか」などを慎重に判断する仕組みを求めます。緊急性を理由として、科学的な検証や動物福祉への配慮が後回しになることがあってはならないと考えます。 ・総括 野生鳥獣による被害を防止し、県民の安全を守ることは重要です。同時に、野生鳥獣も生態系を構成する重要な存在であり、単に「被害をもたらす存在」として扱うのではなく、その生息環境や行動、人との接点が生じる原因まで含めて管理する必要があります。捕獲は、予防策や環境整備を十分に行った上で、それでも人身被害等の具体的な危険が避けられない場合に限って検討する、最後の手段として位置づけてください。また、捕獲を行う場合にも、動物福祉の観点から可能な限り苦痛を軽減する方法を標準化し、捕獲後の処置を現場の慣例や個人の判断に委ねない仕組みを整備することを強く求めます。海外では、野生動物との共存を前提として、予防、環境管理、科学的なリスク評価を重視する取り組みが進められています。日本においても、単に「捕獲して問題を解決する」という発想から一歩進み、人の安全・野生動物の命・生態系の保全を同時に考える政策へ転換していただきたいと思います。茨城県が、野生鳥獣を排除するだけでなく、科学と動物福祉に基づいた先進的な野生動物管理を進める自治体となることを期待します。	○ご意見ありがとうございます。緊急銃猟は、法令等に照らして必要性が認められる場合に、実施されるものと考えております。 ○本条例は、イノシシ等の野生鳥獣による被害の防止対策のために制定された条例であることから、被害防止に重点をおいております。ご理解賜りますようお願いいたします。 野生鳥獣との共存、生態系の保全の視点を持つことは重要であると考えておりますので、本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。また、捕獲等に係る施策の推進に当たっては、法令や国の指針に従ったものとなるよう県執行部にもお伝えいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方
37	条例全体	いただいた内容について拝見いたしました。 僭越ながら非常によく練られた内容と思います。 我々から特に申し上げることはございません。	賛同の御意見ありがとうございます。